平成２７年（フ）第４０号
奈良県桜井市大字粟殿407番地の９
債務者　トータルヘルスエネルギーこと　本田伸一
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
奈良県天理市杉本町359番地１　貴田住宅東３号室
債務者　織田　惠子
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
奈良県桜井市大字高田1454番地
債務者　百田　生晃
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５５号
奈良県天理市石上町613番地　16号
債務者　古山　泰子
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
鳥取県八頭郡若桜町大字吉川２番地、旧住所兵庫県尼崎市瓦宮２丁目16番２号　ファミール杉105号
債務者　垣下　拓人
１　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
鳥取県八頭郡若桜町大字吉川２番地、旧住所兵庫県尼崎市瓦宮２丁目16番２号　ファミール杉105号
債務者　垣下　理美（旧姓濵本）
１　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
広島市南区金屋町３番５―202号　ダテハイツ
債務者　小坂　　茂
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２８号
広島県廿日市市塩屋２丁目14番52号　202
債務者　川本　樹里
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
愛媛県西条市洲之内甲1040番地、前住所茨城県つくば市花島新田４番地13（みどりのＡ64街区５）ラ・フォンテヴェルデ305号
債務者　髙橋　伸幸
１　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２０号
愛媛県四国中央市土居町北野1881番地　上北野団地６号、前住所愛媛県四国中央市下柏町847番地　ユニオンハイツ102号
債務者　宮崎あずさ
１　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１１号
福岡県田川郡糸田町1890番地
債務者　山田　　歩（旧姓石本）
１　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６５号
大分市大字畑中905番地の１　パークサイド池辺201
債務者　佐藤美夕起
１　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
大分市西大道１丁目１番75―106号　ハルキコーポ
債務者　松岡　陽子
１　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
石川県小松市串茶屋町甲30番地13、従前の住所北海道帯広市西五条南25丁目６番地
債務者　橋階ますみ（旧姓梅津）
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第７号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6086番地２
債務者　那須麻祐佳（旧姓小池）
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県宝塚市高司５丁目１番82号　サニーハイツ205号室
債務者　安井　義彦
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＣ―904号
債務者　宮内　裕司
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係